

## 第 78 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令和 3 年 10 月 12 日（火）  
10 時 00 分 ～ 12 時 00 分  
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

### 〔出席者〕

（委員） 沖森分科会長（国語課題小委員会主査）、浜田日本語教育小委員会副主査、森山国語課題小委員会副主査、石黒、井上、大木、神吉、川口、川瀬、黒崎、島田、滝浦、田中、戸田、中江、成川、根岸、福田、古田、前田、眞嶋、松岡、南田、村上、村田、毛受、善本各委員（計 27 名）

（文部科学省・文化庁）中原文化庁審議官、圓入国語課長、石田文化戦略官、津田地域日本語教育推進室長補佐、山田専門官、竹下専門官、鈴木国語調査官、武田国語調査官、町田国語調査官、増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

※ 沖森分科会長及び事務局は、文化庁特別会議室にて参加。

### 〔配布資料〕

- 1 第 77 回文化審議会国語分科会議事録（案）
- 2 国語施策の課題に関する論点整理の進め方
- 3 今後検討すべき課題に関する国語課題小委員会での意見（案）
- 4 日本語教育の参照枠 報告（案）
- 5 「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」
- 6 「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」意見募集の結果について
- 7 文化審議会国語分科会における審議スケジュール

### 〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 21 期）
- 2 日本語教育小委員会（第 21 期）における審議内容について
- 3 「日本語教育の参照枠」関連の閣議決定等（抜粋）

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から事務局の異動について紹介があり、圓入国語課長から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 沖森分科会長（国語課題小委員会主査）から、配布資料 2「国語施策の課題に関する論点整理の進め方」及び配布資料 3「今後検討すべき課題に関する国語課題小委員会での意見（案）」を用いて、国語課題小委員会における審議について報告があり、それに対して質疑応答を行った。
- 5 浜田日本語教育小委員会副主査から、配布資料 4「日本語教育の参照枠 報告（案）」を用いて、日本語教育小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答が行われ、配布資料 4 について了承された。
- 6 事務局から、配布資料 5「「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」」及び 6「「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」意見募集の結果に

ついて」について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。

7 事務局から配布資料7「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」の説明があり、第79回国語分科会は、令和4年3月8日（火）午前10時から開催することが確認された。

8 閉会に当たり、中原文化庁審議官から挨拶があった。

9 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

#### ○沖森分科会長

ただ今から第78回文化審議会国語分科会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務局から異動について報告があります。

#### ○竹下専門官

事務局に異動がありましたので報告いたします。令和3年9月21日付けで文化庁次長に杉浦久弘が、7月1日付けで文化庁審議官に中原裕彦が、9月21日付けで国語課長に圓入由美が就任いたしました。圓入国語課長より一言御挨拶があります。

#### ○圓入国語課長

皆さん、おはようございます。9月21日付けで国語課に着任いたしました圓入と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題として、国語施策の課題に関する論点整理の進め方、「日本語教育の参照枠」、それから「日本語教育の推進のための仕組みについて」の御報告を頂くということで、今後の新しい展開において非常に重要な御報告、御意見を頂く機会になるかと思えます。国語課としては、これまで頂いた御議論と、本日頂く御意見を踏まえて、丁寧に制度・事業両面で施策を実現していきたいと考えております。御理解、御協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

#### ○沖森分科会長

それでは本日の議事に移りたいと思います。

前回の国語分科会から半年が過ぎていきますので、まずは国語課題小委員会、日本語教育小委員会それぞれの審議状況について経過報告をしていくことにしたいと思います。

また、事務局から、令和2年3月に国語分科会で取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について（報告）」を踏まえて、昨年7月から資格制度等の詳細を議論するために「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」が文化庁に設置されたと伺っています。本日は、同会議で取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」の概要、及び報告の公表に伴って実施した意見募集の結果を報告していただきます。

それでは、今期の国語課題小委員会の審議状況について、小委員会主査である私から中間の報告をしたいと思います。

国語課題小委員会では前期まで、平成25年2月に国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」で挙げられた課題について順次検討を行っていきました。この間、報告が示す課題整理に従って「「異字同訓」の漢字の使

い分け例」、「常用漢字表の字体・字形に関する指針」、「分かり合うための言語コミュニケーション」、「新しい「公用文作成の要領」に向けて」という四つの報告と、これらとは別に「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」をそれぞれ取りまとめました。このように平成25年の課題整理に沿った審議が一段落したことから、今期は、今後の国語施策に関する審議において何を課題とすべきかについて、改めて検討を開始しています。

国語施策は国語の改善及びその普及を図るものです。この観点に基づいて、前身である国語審議会の時代からその節目節目で今後審議すべき課題を整理してきました。前期までの国語分科会における審議の中でもいろいろな課題が指摘されています。加えて、文化庁でも「国語に関する世論調査」などを通じて、今後検討する必要があると見られる事項を把握するよう努めています。これらの様々な事項の中から今後国語分科会において検討すべき課題を絞っていきたいと考えています。

国語・日本語に対しては、むやみに手を加えるのではなく、特に国の施策においては慎重であるべきものです。一方で、現代の社会において日本語の在り方をめぐってコミュニケーション上の問題が起きているのであれば、それを解決の方向に進めるための適切な方策を講ずる必要があります。そうした問題の所在を明らかにし、対応策を考えることが国語分科会に期待されているとも承知しています。検討を始めたばかりですので、まだ今期についてはまとまった報告のできる段階ではありませんが、これまでの審議経過を簡単にお話ししたいと思います。

配布資料2「国語施策の課題に関する論点整理の進め方」を御覧ください。ここには今後の進め方、審議の方針をまとめてあります。タイトルのすぐ下にある趣旨の部分を御覧ください。平成25年の課題整理報告については審議に2年間掛けています。今回も令和3年度末に中間報告を示し、令和4年度中に最終報告を取りまとめることを予定しています。

課題整理は慎重に進めるべきものですが、小委員会の中にはスピード感も必要だとの声もあります。そこで、中間報告の段階で、急ぎ取り組むべき課題とされたものについては、次期の審議事項として、課題整理と並行する形で来年度から速やかに検討を開始したいと考えています。

また、今回の課題整理では今後取り組むべき課題を挙げることに限定せず、直ちに国語分科会の審議事項とすることが難しい問題や、国語施策として扱うべき内容ではありますが判断が難しいといった問題についても、コミュニケーション上の課題について重要なものがあれば広く指摘し、整理しておきたいと考えています。

なお、国語施策に関する整理は、漢字、送り仮名、外来語、敬語といった事項別の示し方になりがちです。現在の審議においても施策別に具体的な課題を考えていただく面がありますが、いずれ成果物を取りまとめる際には、日本語によるコミュニケーション上の問題がどこにあるかという観点からも、できるだけ体系的な整理を行うよう努めていきたいと考えています。

続きまして、配布資料3「今後検討すべき課題に関する国語課題小委員会での意見（案）」を御覧ください。今期はまだ検討の端緒に就いたばかりですので、これまでの国語課題小委員会における主な意見をまとめたものです。

1 ページからは、「1 国語施策全般について」として、検討を始めるに当たっての委員からの意見をまとめました。国語施策の対象については、日本語を母語としない人たちを含む多様な人たちが日本語を用いて生活する社会になっていく中で、コミュニケーション上の問題にどのように対応していくのか、時代にふさわしい国語施策の在り方を検討すべきであるというような意見がありました。

2 ページから5 ページに掛けて、国語施策の「目安」としての性格について、その意

味を改めて確認しておくことの必要性、また、多様化する社会のための分かりやすい目安の検討が必要となること、その一方で日本語の表現の豊かさを尊重することとのバランスに留意すべきとの意見が述べられています。

4 ページ、5 ページでは社会の情報化・国際化によって生じているコミュニケーション上の問題と国語施策との関係について、そしてまた、施策の周知の在り方についての指摘が示されています。

続きまして、6 ページからの「2 内閣告示を中心とする、不特定多数に向けた情報伝達のための国語施策について」を御覧ください。国語施策との関係性が深い報道の仕事に携わっておられる成川委員からのヒアリングに基づいて、現在行われている五つの内閣告示についての課題を検討したものをまとめてあります。

7 ページからは常用漢字表についての意見です。現在の常用漢字表には難しい漢字も含まれていますが、実際にどれくらい理解されているのかを把握することも必要ではないかという意見がありました。8 ページには一般的な表記習慣との間に乖離<sup>かい</sup>が起きているおそれはないか、そして9 ページには社会の多様化に対応して漢字表も複層化することができないか、という意見が見られます。10 ページには学校での漢字教育に役立つような検討ができないか、また11 ページには選定基準の再検討や情報化社会における漢字使用の課題などが指摘されています。

13 ページからは外来語の表記について、外来語が日本語学習者にとっての障害になっているおそれがあること、英語以外の言語を由来とする外来語が増えていることなどが指摘されています。

14 ページからはローマ字のつづり方について、内閣告示と社会における使用実態との乖離がある、情報機器での使用が難しいといった意見とともに、今、何のためにローマ字が必要であるのかといったところから検討すべきとの考え方も示されています。

以上、少し急いで紹介いたしました、お時間のあるときに御一読いただければと思います。

さて、先ほど、国語施策に沿った事項別の課題整理ではなく、日本語によるコミュニケーション上の問題がどこにあるのかという観点からの整理を行いたいと申し上げました。常用漢字表をはじめとする個別の施策に関する課題を挙げていくと、例えば社会の多様化・情報化・国際化、教育との関係といったところにそれぞれ共通して意見が集まっていることが分かります。その辺りをもう少し詳しく掘り下げていきますと、コミュニケーションがうまくいかない状況がどんなところで起きているのかが見えてくるのではないかとも思われます。その辺りもよく整理し、委員からのヒアリングなどを実施しながら、今期においては引き続き論点の整理を進めていきたいと思っています。

以上、簡単ではございますが、国語課題小委員会からの報告といたします。

それでは、ただ今私から御説明しました、国語課題小委員会からの報告について何か御質問、御意見等がございましたら、伺いたいと思います。

#### ○浜田日本語教育小委員会副主査

今回の論点整理の中で日本語を母語としない人たちとの日本語によるコミュニケーションも新たに課題として取り上げていただいているということで、大変有難くお話を伺いました。「日本語を母語としない方」の中には、恐らく外国人の方だけでなく、日本手話を使われる方も含まれているということだと思います。

コミュニケーションの在り方全般を基礎に考えるという御提案に非常に強く共感いたしました。漢字一つ一つあるいは言葉一つ一つについて教えるか教えないかという

ことではなく、社会全体のコミュニケーションがどのようなものになっていくか、広い意味での日本語使用者の間でどのようなコミュニケーションの形が望まれるのかといった観点から御議論いただくことを是非お願いしたいと思います。

その際、特に日本語を母語とされない方々について、私的なコミュニケーションや、自己表現として行われるコミュニケーションについては基準を設けるかどうかという問題はあると思いますが、特に納税者として公的なサービスを受けるような場面で、言葉の問題によって不利な状況に陥ることがないようにというようなことも、是非観点として加えていただけたらと思います。

最近行政の窓口などでも「やさしい日本語」がかなり活用されるようになってきています。そういった「やさしい日本語」について、また、漢字の問題についても、この後、日本語教育小委員会から御報告いたします。漢字の使用についてもそういった非母語話者の方に情報を提供する観点で、どのような在り方が望ましいかということも観点に含めて御議論いただければ有り難いと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。今の観点で関係する御意見がございましたらお願いいたします。

( → 挙手なし。 )

では、ほかにございませんでしょうか。

○井上委員

配布資料3「今後検討すべき課題に関する国語課題小委員会での意見(案)」を拝読いたしまして、私も今の浜田日本語教育小委員会副主査の意見と同じで、日本語教育小委員会の一員として非常に心強く感じた次第です。

7ページ以降の常用漢字表の、特に9ページの「社会の多様化への対応」についてです。日本語教育小委員会が検討してきた「日本語教育の参照枠」は、この後、報告があると思いますが、そこで外国人にまず理解しておいてもらう必要のある基礎漢字を100字程度定めようとしています。正にこのように外国語としての日本語と国語としての日本語が重なってくるような場面がこれから多々出てくるのではないかと思います。国語課題小委員会と日本語教育小委員会がお互いの議論を共有しながら、時には共働するような必要がこれからはますます増えてくるのではないかと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

今、お伺いした御意見については国語課題小委員会での議論に生かしていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、日本語教育小委員会の審議状況について、小委員会の主査である石井委員が本日御欠席のため、副主査である浜田委員から御説明いただきます。よろしくお願いたします。

○浜田日本語教育小委員会副主査

日本語教育小委員会の審議状況について御報告いたします。

令和元年度から日本語教育小委員会で検討を重ねてきた「日本語教育の参照枠」ですが、日本語教育小委員会まとめとして、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を国語分科会に報告いたしました。本年度は漢字を含む文字の扱いについて

検討を行い、この度、一次報告及び二次報告に漢字に関する内容を加えたものを「日本語教育の参照枠」の最終報告としてこの国語分科会にお諮りするものです。

配布資料4「日本語教育の参照枠 報告(案)」を御覧ください。大部なものですので、かいつまんで御報告いたします。

この「日本語教育の参照枠 報告(案)」は、欧州評議会が2001年に公開した外国語の学習・教授・評価についての汎言語的な枠組みであるCEFR(セファール)、ヨーロッパ言語共通参照枠—専門家によっては「シー・イー・エフ・アール」と呼ぶこともあるそうですが、日本語教育での慣習に従いまして「セファール」とさせていただきます—を参考に、国内外における日本語学習者の日本語習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、学習・教授・評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すものです。

国内外を行き来する多様な日本語学習者、日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者がこの報告を参照し、生活・就労・留学といった外国人の活動状況に応じた日本語教育の基準や目標を定めることが容易になることを目指して取りまとめました。

この報告の背景を御説明します。「はじめに」を御覧ください。「はじめに」では、本報告を取りまとめるに至る経緯と報告の構成、そしてこの報告を手にとられる方々へのメッセージを示しています。国内の在留外国人及び海外の日本語学習者が増加し、出身国・地域、文化や年齢、在留資格や職業、滞在目的等が多様化し、日本語学習を希望する外国人などが望む日本語教育も多様化しています。その一方で、それに対応した国内外における多様な学びの連関を図ることが課題となっています。この課題に対応するため、日本語学習者の日本語能力を判定する各試験が参照できる共通の指標等を整備し、利用できるようにすることも求められています。

「日本語教育の参照枠」の策定に関しては、これまで政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」、規制改革実施計画、日本語教育の推進に関する法律及びその基本的な方針等の閣議決定として、政府の共生社会実現のための環境整備として国内外における日本語教育の水準の向上を図るという方針が掲げられています。その中で3年間にわたって日本語教育小委員会で「日本語教育の参照枠」の作成に取り組んできました。本日の参考資料3として「「日本語教育の参照枠」関連の閣議決定等(抜粋)」がありますので、後ほど御覧ください。

配布資料4に戻ります。それでは本報告の構成について御説明します。目次を御覧ください。「Ⅰ 「日本語教育の参照枠」の検討経緯」、「Ⅱ 「日本語教育の参照枠」について」、ここまでは主に一次報告で御報告した内容を記載しています。「Ⅲ 日本語能力評価について」は主に二次報告での報告内容を記載しています。「Ⅳ 参考資料」となっています。

では、ここから各章に分けて御報告いたします。「Ⅰ 「日本語教育の参照枠」の検討経緯」です。5ページを御覧ください。「「日本語教育の参照枠」が目指すもの」です。6ページを御覧ください。ここに言語教育観の三つの柱を示しています。

「1 日本語学習者を社会的存在として捉える」では、学習者は、単に「言葉を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」であるという考えを示しています。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段であるということです。

「2 言語を使って「できること」に注目する」では、社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知

識を使って何ができるかに注目をします。例えば、文型を幾つ知っているか、漢字テストに答えられるかということではなく、実際に日本語を使ってどのようなコミュニケーション上の課題を遂行できるかという観点から評価をしようという考え方です。

「3 多様な日本語使用を尊重する」では、必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視します。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしていません。

以上が「日本語教育の参照枠」における言語教育観の三つの柱です。

7 ページを御覧ください。ここでは「日本語教育の参照枠」の作成方針として、理念を分かりやすく示すことや、A 1 から C 2 までの六つの日本語のレベルを示すこと、コミュニケーション言語活動として「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の五つの言語活動を設定することなどを示しています。

「II 「日本語教育の参照枠」について」です。15 ページを御覧ください。ここでは「日本語教育の参照枠」の構成を示しています。この中の「2. 「日本語教育の参照枠」報告の構成」の図の部分をご覧ください。ここで言語熟達度に関する指標の考え方について御説明します。一つ目は全体的な尺度です。日本語能力の熟達度を六つのレベルで示したものです。二つ目の指標は言語活動別の熟達度で、日本語能力の熟達度の六つのレベルを五つの言語活動ごとに示したものです。その下に具体的な言語能力記述文—Can do と呼ばれています—but、日本語を使ってどんなことができるかを示した文—があります。それに基づいて、その下の分野別の言語能力記述文が作られていくこととなります。

言語能力記述文について御説明します。社会的存在である言語の使用者及び学習者が、生活・就労・教育等の場面で遂行していく必要がある課題を、言語を学ぶ上での目標として具体的に示したものです。言語を使ってできることについて「…できる」という形で示されていますので、個別の言語能力記述文を Can do という言葉で呼んでいます。

例えばここに示したように生活 Can do、留学 Can do、就労 Can do があります。「その他」と示している中には、例えば介護 Can do など分野別の言語能力記述文が多様な現場で作成されます。このようにして広範な分野において参照でき、一定の質が保たれた言語能力記述文が作成され、さらに各教育機関別、教室別でこれらを作成したり、選択したりして現場 Can do が作成されていくというようなことが今後期待されていきます。

続きまして 22 ページを御覧ください。「全体的な尺度」です。「日本語教育の参照枠」におきましても、CEFR と同様に日本語能力の熟達度を A 1 から C 2 までの六つのレベルに分け、各レベルで日本語を使ってどのようなことができるかを示しています。A を基礎段階の言語使用者、B を自立した言語使用者、C を熟達した言語使用者とし、A・B・C 各レベルを A 1・A 2、B 1・B 2 のように 2 分割して示しています。

続きまして 23 ページを御覧ください。「言語活動別の熟達度」です。ここでは縦軸に六つのレベル、横軸に五つの言語活動、聞くこと・読むこと・話すこと（やり取り）・話すこと（発表）・書くことが示されており、それぞれの言語活動別の熟達度の言語能力記述文が示されています。

24 ページ以降では、さらに活動・方略・テキスト・能力の別に、全部で 493 個の言語能力記述文を示しています。ここでお示した言語能力記述文は CEFR 2001 年版の言語能力記述文を踏まえたものとなっています。日本語でもこれが適用可能かという問題については、令和 2 年度に量的な検証調査を行い、一定の妥当性が確保されて

いるとの結果を得ています。特に Can do の難易度に関する数値である困難度が適正であると判断された代表項目 118 項目については、★を付けて示しています。

次に 66 ページを御覧ください。「8 漢字を含む文字の扱いについて」です。「日本語教育の参照枠」一次報告においても漢字の扱いについてはワーキンググループで検討を行っていました。令和 2 年度に基礎漢字作成に関する調査研究を行い、外国人への漢字教育に対する専門家へヒアリングを行った後、基礎漢字及び漢字学習の方針を示しています。

「(1) 「日本語教育の参照枠」において漢字を含む文字を取り上げることにについて」では、平仮名・片仮名・漢字などの文字は意識的な学習によってしか習得できないとされていることから、効果的な文字学習が必要であるとしています。また、文字については学習者のレベルや置かれた状況によって、「見て意味が分かればよいもの」、「意味と読み方が分かればよいもの」、「書けるようになることが望まれるもの」に分けられるとし、日本語教師は必要な文字を選定し、指導していく必要があることを挙げています。

「(2) 「日本語教育の参照枠」における文字の扱いについて」です。参照枠の理念を踏まえ、生活・留学・就労などの分野や学習者が置かれた状況等によって必要な漢字や語彙は異なり、レベルごとの単漢字や熟語数を一律に定め、示すことは難しいと考えています。しかし、特に日本社会で生活する者については平仮名・片仮名・漢字・ローマ字などの文字に対する理解が必要不可欠であり、一定程度の学習が望まれることから、漢字学習の基礎となる基礎漢字の目安や漢字学習の方針を示すこととしました。

67 ページを御覧ください。「(3) 「基礎漢字」の選定について」です。ここでは日本語教育の主教材や漢字指導教材等、およそ 100 の材料を対象とした基礎漢字調査をデータとして、A1・A2 レベルの基礎段階の言語使用者に対する基礎漢字の目安を示すこととしました。

68 ページを御覧ください。「基礎漢字の目安とレベル・分野別漢字学習のイメージ」です。この 68 ページの赤い線で囲んだ枠の部分が基礎漢字 122 字です。基礎漢字は日本語を学ぶ外国人等が各分野やレベルに応じて漢字学習を行っていく前提となる、分野共通の核となる漢字です。これらの基礎漢字に加えて、オレンジ色の部分にあるように、「個々の学習者にとって必要な漢字を選定」し、指導を行うこととしています。また、A レベルにおいては、読みの正確さや書き方ではなく、意味の理解を優先することも検討に当たっての方針としました。

検討に当たって参考とした日本語教材分析により抽出した頻度順の資料や漢字に付随する漢字語の一覧、平成 19 年に国語課が実施した漢字出現頻度数調査などの資料は、後日文化庁ホームページに「日本語教育の参照枠」に関するページを設け、再利用しやすいデジタルデータ等の形で掲載する予定です。

69 ページを御覧ください。「(4) 漢字学習の方針について」として、全ての漢字の理解・習得を一律に求めるのではなく、学習者が各レベルの言語活動を達成する上で必要となる漢字を設定し、学習者に過度な負担とならないよう、教える漢字の数及び指導方法について配慮が必要であること、また、自律学習につなげるための ICT を活用した学習方法や学びを促進する活動を工夫して行うことなどが必要であるとしています。

70 ページを御覧ください。「(5) 漢字に関する今後の検討課題について」です。

ここでは漢字については言語能力の一つとして捉え、レベル別の大まかな枠組みを示すため引き続き検討を行う必要があるという考えを示しています。CEFR には 2020 年に補遺版が出されていますが、そこではオンラインでのやり取り、テキストの仲介、メディエーション（調停）など新たに取上げられていることがあります。これ

らを踏まえるとともに、日本人の漢字使用の現状に照らして、外国人等の日本語教育における漢字の扱いを引き続き検討していきます。

71 ページを御覧ください。「9 「日本語教育の参照枠」の今後に向けた検討課題」です。ここでは10の観点を挙げています。今期の審議により、新たに「⑨オンラインを含む新たな言語活動への対応」、「⑩漢字使用状況等を踏まえた漢字学習の在り方等に関する検討」を追記しています。

国語分科会では「分かり合うための言語コミュニケーション」の例として、様々な社会の変化に応じて言葉そのものや使用場面、日本語による言語活動も変わっていくことが示されていました。この「日本語教育の参照枠」も今後適宜、検証・見直しを行い、改善を図っていく必要があります。

「Ⅲ 日本語能力評価について」です。72 ページを御覧ください。Ⅲは二次報告として既に取りまとめた「日本語能力評価について」を掲載しています。「日本語教育の参照枠」における言語能力観に基づく評価の三つの理念を掲げ、日本語能力観と評価の考え方を提示した上で、日本語教育における今日の多様な評価の在り方を事例と共に分かりやすく示しました。

さらに、90 ページからは、「日本語能力判定のための試験等について」で、既存の日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」との対応付けの手続を示した上で、98 ページからの部分では、社会で活用される日本語能力の判定に求められる10の要素を整理し、「社会的ニーズに応える日本語能力判定の在り方について」提言を行っています。

「Ⅳ 参考資料」についてです。102 ページからは「参考資料」として、参考資料1「言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン」、参考資料2ではCEFR2001年版にも掲載されている「話し言葉の質的側面」、言語能力記述文の例としては参考資料3「JF日本語教育スタンダードについて」、参考資料4「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツールについて」などを挙げています。また、参考資料6に「日本語の能力判定に係る試験等一覧」を掲載し、国内外で活用される試験及び評価の一覧とともに、社会で活用される試験に望まれる主要な要素への対応状況や、「日本語教育の参照枠」レベル尺度との対応付けやその検証についても記載しました。

最後に、今後について御説明します。参考資料8「「日本語教育の参照枠」取りまとめまでの沿革」の138 ページを御覧ください。「日本語教育の参照枠」の策定の流れを図で示したものです。令和3年度後半は、本日の参照枠を基に、教育現場で活用するための手引や学習者のための日本語能力の自己評価ツールの作成を行っており、本年度末をめどに取り組んでいるところです。また、今回はCEFR2001年版を参考に「日本語教育の参照枠」を検討しましたが、先ほども申しましたように2020年5月にCEFRの補遺版が公開されています。今後必要に応じて「日本語教育の参照枠」の内容の追加等を行っていきます。

長くなりましたが、日本語教育小委員会からの御報告は以上です。

○沖森分科会長

御報告ありがとうございました。

では、ただ今の御説明について何か質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○石黒委員

詳しい御説明ありがとうございました。

内容が充実していること、そしてこの検討をここまでまとめられる御苦勞を考慮

と、本当にすばらしいものができつつあると感じています。

ここまで良いものができたので、既に皆様の方でも意識はあるように思いますが、71 ページに現れているような、いかに作ったものを多くの方に活用していただくのかというところがポイントになってくるかと思えます。この報告を見ていると、きちんと丁寧にそのことが書き込まれていますが、一般の方からすると、最初のところでざっとしか見ないようなこともあります。これだけ充実した内容を伝えるために入り口をどうするのかということが問われるのではないかと思います。

例えば、「日本語教育の参照枠」という名前は、学習も評価も含まれていて、学習者が自分で学べる、判定できるということも含めて作られていると考えると適切だと思います。しかし、「教育」という名が付いてしまうと、そこだけで関係ないと思って引き返してしまう人もいるはずで、非常にもったいないという気がします。

この優れた中身につながるような入り口をポータルのような部分でどう作っていくのかということが大事になるのではないかと思います。それが一つです。

もう一つは、71 ページで申しますと、普及・活用促進というところが非常に大事になってくるような気がします。①から⑩という形で列挙されていますが、列挙ではない方がいい気がします。この「参照枠」を作ること自体、作成と活用・普及という2段階があると思います。この普及をどうするかということで、より多く、より効果的な方法などをお考えいただいた方がいいのではないかと思います。

この中には海外の試験なども意識されていますし、多言語翻訳ということも大事なことで、すばらしい内容だと思います。その上で、翻訳しているだけでは海外の方などに目にしていただけないように思えます。JFスタンダードとのすみ分けも必要になってくるかとは思いますが、研修も含めてどのように海外の中で広げていくのかという辺りのビジョンももう少しお聞かせいただきたいです。

同時に国内のことを考えてみると、文化庁は生活というものに強いわけですが、その生活のみならず、例えば学習者といったことについてもお聞かせいただければと思います。今、日本に定住されている外国の方を学習者と言えるのか、あるいは本当に母語なのか否かという辺りが、今、非常に多様化しています。日本語教育というと、国語教育の人たちは関係ないと思いがちですが、決してそうではなくて、これは国語教育にも通用するような非常に射程の広い枠組みだと思います。海外の方もそうですし、国語教育関係者なども言葉の運用の基礎に関わる場所は大事です。これをどのようにそうした方々にも伝えられるのかということが大きな課題になってきそうだと思います。その辺り、活用・普及ということに関してお考えがあればお聞かせください。よろしく願います。

#### ○浜田日本語教育小委員会副主査

ありがとうございます。

今、本当に大切な考え方をたくさん御示唆いただいたと思います。今後の予定としては、先ほども御説明しましたように、活用のための手引、あるいはパンフレットののようなものを作成して、広報・普及等に努めたいと考えています。

先ほど学習者の人自身に知っていただくことが大事ということでしたが、それはもちろん非常に大事なことです。学習者自身が自己評価に使えるようなツールについても今後検討していく必要があると思います。むしろ学習者でも教師でもない一般の方たちがこういった枠組みを参照して、外国人の人たちをより理解する、共生社会を作っていくために活用していただくことが本当は大事なのではないかと思います。日本語教育小委員会のメンバーの思いでもあります。

そういった形ですので、できるだけいろいろな方法・手段を考えて広報に努めてい

きたいと思っています。国語分科会の委員の皆様にも、いろいろなところで宣伝に御協力いただければ非常に有り難いと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

○沖森分科会長

それではほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

( → 挙手なし。 )

それでは意見交換はここまでとしまして、配布資料4「日本語教育の参照枠 報告(案)」については国語分科会としてお認めいただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

( → 国語分科会、了承。 )

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議事(3)「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」についてに移りたいと思います。日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において8月20日に取りまとめられた「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」の概要と意見募集の結果について、事務局から御説明をお願いします。

○竹下専門官

配布資料5「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」の1ページ2段落目、「また」から始まる文章を御覧ください。今回のものは、令和2年3月に文化審議会国語分科会において取りまとめいただいた「日本語教師の資格の在り方について(報告)」を基に、さらに制度の詳細について検討いただいたものの報告です。

令和2年3月の報告は、この報告の最後にも参考として付していますので参考になさってください。主な内容としては、名称独占の国家資格として日本語教師の資格を創設していくこと―「公認日本語教師」という仮称ですが―を御提言いただくとともに、主に三つの要件を資格の取得要件とすることが挙げられました。「①日本語教育能力を判定する試験の合格、②教育実習の履修・修了、③学士以上の学位の取得」です。また、この資格の有効期限については10年と定めて、更新講習を受講・修了することなどが提案されたというのが、令和2年3月の報告の内容です。

今回、こうした報告に基づき、その制度の詳細について更に検討を行っていただきました。検討に当たっては、日本語教師の資格に併せて、この資格を用いてどのような日本語教育機関において勤務するのか、また、その中でどのような職務を担っていくのかといった範囲についてそれを明確化していくことが必要ではないかということで、日本語教育推進法で掲げられている附則2条の日本語教育機関の類型化についても議論いただきました。その中で令和2年3月の報告書の内容についても一部見直しを行うなど、検討いただきました。

12ページを御覧ください。「公認日本語教師の資格のイメージ(案)」です。この図の上にあるように、日本語教師を目指す方については、真ん中の矢印で下りていく部分、「日本語教育能力を判定する試験(筆記試験)」及びその下の点線で囲われている「教育実習の修了」を求めていくこととなります。この後、下にあるとおり、公認日本語教師として資格を取得し、その際に、左側にあるように、文部科学大臣がその試験実施機関や資格を登録する機関を指定していくような仕組みが考えられています。

右側にあるように、現在でも大学や専門学校などにおいて実施されている日本語教師の養成コースを経た方については、そこでの学びを考慮して、試験及び実習について、その試験の一部免除及び教育実習の免除を仕組みとして考えられないかということで報告いただきました。

大きな枠組みとしては先ほど御説明したとおりですが、令和2年3月の報告と比較

して御説明します。7ページの「8. 更新講習」を御覧ください。元々の報告においては、資質・能力の維持・向上のため、一定時間以上の更新講習の受講・修了を求めることとされてきました。

一方で、この更新講習を制度化しなくても、社会情勢の変化と自身のキャリアステージに応じて、必要とするタイミングで最新の知識を身に付ける研修を、国として充実していくことが必要です。また、国として実施するということで、いわゆる予算事業を通じてその環境、カリキュラムの内容、機会提供について強化を図っていくことが考えられています。まずは、そうしたことに着手し、この更新講習の受講については求めないということで報告いただきました。

「9. 学士以上の学位」を御覧ください。令和2年3月の報告においては、日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることから、学士以上の学位を資格取得の要件として求めていました。

一方で、これまでも日本語教師の活躍の場としては、生活者、留学生、児童生徒など様々な方々に対して日本語教育が実施されてきたところです。今後さらにこうした資格が広く活用されるようにしたいということで、例えば保育士、福祉従事者など様々な現場で専門的な知見を持ちながら活躍されている方々においても、公認日本語教師の資格を保有してこの資格が活用されていくよう考えられています。

そうした中で、試験を通じて一定の知識・技能を有しているか確認することを踏まえれば、必ずしも大学・大学院等でのみこうした力が培われるものではないことなども考慮すると、学士以上の学位については資格の取得要件にしないこととされました。ただ、採用する機関において、こうした学位などを採用時の要件として課すことでその専門性を採用機関として求める対応は可能です。

資格については以上です。

13ページを御覧ください。資格の議論と併せて、類型化—いわゆる教育機関をどのように考えていくかということ—に関する制度についても議論いただきました。図の上段にあるように、日本語教育機関はその教育内容に応じて、留学・就労・生活などといった様々な教育内容を提供しています。そうした教育内容に基づき、審査基準・審査項目を設けて、文部科学省又は第三者機関がその内容について認定や評価を行っていく仕組みが作れないかということをお提言いただきました。

類型「留学」については、現在の法務省告示基準などを参考にしながら基準を設けていくこと、また、今回検討している公認日本語教師の配置といったものも求めていくことが考えられています。

類型「生活」についてです。この報告の中では、都道府県においていわゆる拠点となるような日本語教育機関を想定して、その審査項目・基準が考えられました。都道府県は地域における基本的な方針を策定することや、地域の日本語教室においては一定の質の人員を配置することで教育を実施していくことを求められないかと考えられています。その一方で、現在でも地域の日本語教育においてはボランティアの方々が運営する日本語教室など多様な機会があることを念頭に置いて、そうした方々の自主性・主体性に基づく活動を縛ることがないようにと報告いただきました。

類型「就労」については、実際の現場において様々な企業のニーズに基づきながら様々な機会の提供がなされている状況です。こうしたことも考慮し、今回の議論においてはその詳細については検討せず、今後要検討と位置付けていただいています。今後、文化庁や関係省庁が議論する中で、具体的にどういった現場で日本語教師の配置が制度上整理できるのか、またそのために必要な基準、制度等をどのように組み込めるのか、そうした議論を進め、かつ専門的な方々を集めた上でその基準の検討を行うことがふさわしいのではないかとということで、今後要検討と整理いただいています。

また、この図の下の部分にあるとおり、「留学」については現在の法務省告示制度との連携を念頭に調整を進めていく必要があるのではないかとまとめてあります。

11 ページ「7. 支援について」を御覧ください。今回、資格や機関について検討を行った上で、国としての支援についても検討していくことが必要であるとまとめてあります。その内容としては、公認日本語教師に対する研修機会の充実、また「日本語教育の参照枠」に基づくカリキュラムの開発、第三者評価に係るガイドラインの作成などの支援、現行実施している体制づくり事業など自治体を核とした事業の拡充も取り組みながら、引き続き支援と組み合わせることで制度を検討していくことが適当であるとまとめられてあります。

続きまして配布資料6を御覧ください。ただ今御説明した報告に基づき、令和3年8月20日から9月17日まで意見募集を実施しました。全体としては855件、項目としては1,707項目の御意見を頂きました。詳細についての説明は省略させていただきますが、大まかには、それぞれの資格について、例えば3ページ目にあるとおり、資格についてはその目的と関連して、国としては新たな資格を取得することのメリットを考えていく必要があるのではないかと、また、こういった資格を得た方々の地位向上に努めていくことが必要ではないかといった御意見を頂いています。それ以降でも、試験の実施方法などについて御意見を頂いています。

5 ページを御覧ください。教育実習においては、例えば日本語教育の環境・現場がコロナの状況も受けてオンライン化が普及していることも踏まえ、対応の在り方を検討できないかと御指摘いただきました。教育実習の指導者については、5 ページ目の一番下にあります。様々な指導者自身のスキルについても十分に確認した上で、教育実習がより実のあるものとなるような形とすべきではないかといった、制度の運用に関する御意見を頂きました。

7 ページを御覧ください。試験の免除、また教育実習の免除については、様々な専攻、経験を踏まえながら、こういった方にどの範囲で免除するのが適当であるかということを検討する必要があるのではないかと御意見を頂いています。

大部ですので、その他は省略させていただきますが、制度全体についてそれぞれの面、内容について御指摘、御助言いただきました。文化庁としましても、こうした今後の制度検討においては、頂いた意見を基に、また関係者、日本語教育関係者の方々の意見を伺いながら、制度を検討していきたいと考えております。

御報告は以上です。

#### ○沖森分科会長

御報告どうもありがとうございました。

ただ今の御説明について何か質問、御意見等があればお願いしたいと思います。

#### ○石黒委員

詳しい御説明ありがとうございました。

先ほどの「日本語教育の参照枠」とともに、こちらが先行して議論されていたわけですが、資格については大事な御議論だと思います。丁寧にまとめてくださってありがとうございます。

全体として、うなずけるところが多いものでした。現行の日本語教育の能力試験がありますが、新たに公認の日本語教師としてこういう枠組みが示されることで、社会的にも大きなインパクトを持ってほしいと思っています。

そうした中で今回一つの目玉として挙げられるのが、教育実習をきちんとすることだろうと思います。配布資料6「日本語教育の推進のための仕組みについて(報告)」

意見募集の結果について」の5ページで、「5. 教育実習」の下から三つ目に共感しています。「教壇実習の指導者の数について、実習生20名に一人以上とされているが、丁寧にフィードバックを行える程度の人数に限定することが望ましい」ということです。

私自身は日本語教育を専門として、教育実習の指導も何度も行ってきました。その経験として、20人は厳しいです。本当に高い質を求めようとすると、理想は5名程度と考えますが、いろいろな事情で許されないところもあると思います。ただ、10名を超えてくると、一人一人に対する丁寧なコメントを付けていくことが難しくなります。実習生が毎度教壇に立っていくわけですが、人のことを見るのも大事です。多い人数ですと、するより見る方が中心になってしまいがちだと思います。この20という数字はかなり多いという印象は持っています。

また、一人の教師でもいいと思いますが、教師によって価値観も違いますし、教え方も違う部分もあります。できれば複数名の教師が見られるような体制だとより優れた実習につながるのではないかと思います。

それと関連して5ページ一番下です。「教育実習の指導者については、経験のみならず知識、技能も測るべき」と書いてあります。どういう方が研修をするのかということ、「先生の先生」をどうするかということも大事な議論だと思います。これについて特にこうした方がいいという意見があるわけではありませんが、日本語教育に携わる先生方にとって待遇改善につながるようなものを期待します。日本語ならば誰でも教えられるというように思われがちですが、実はかなり高い専門性が要求される仕事です。この制度設計は、そのことを明確にするためにやっているわけです。その先生を養成する先生は相当大変だと思います。

いたずらに厳しくする必要はあるわけではありません。元々の報告の14ページでは、日本語教師の方は養成、初任、中堅、そして日本語教育コーディネーターという形で進んできたところもあります。「先生の先生」の位置付けをこのような大きな枠組みに置いたときにどうするのかというのは次の大きな課題になってきます。現場の事情も分からずに申し上げているところもありますが、専門性の高い先生が教えていて、学んでいる方たちが日本語教師としてふさわしい形で出ていけるような形になることが望ましいと思います。

資料6の6ページ二つ目で、いろいろな形で負担が大きいということが言われています。その辺りも考慮して、予算的な充実などの体制も含めて、文化庁としてバックアップができると、教師にもプラスになり、学習者の方もそういう公認の先生に教わることで、安心して先生選びができて、いい教育が受けられるということになると思います。この内実を豊かにしていくような教育実習の在り方が考えられたらいいと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ではほかに御意見、御質問はございますか。

○戸田委員

配布資料6の9ページ「10. 現職日本語教師の資格取得方法」について伺いたいと思います。こちらに対する意見は非常に多く寄せられていると思います。令和2年3月10日にまとめられた報告では、この経過措置について詳しく述べられていますが、今回は原則とただし書ということで書かれています。現職の日本語教師にとってはこの点が非常に関心も高く、どうなるのか気になっている面があると思われます。

「8. 更新講習」についての先ほど御報告で、国が講習を充実させていくとありまし

た。それに関連して、現職日本語教師が将来にわたっても安心して教師活動ができるような形にしていきたいと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○眞嶋委員

先ほど御説明いただいた公認日本語教師の中では、対象とする学習者は成人であると明言はされていませんが、留学・就労・生活のように、基本的に母語をきちんと持っている日本語の学習者ということ念頭に置かれた日本語教師だと理解しています。

年少者については大人に対する教え方とは違って、専門性の高い分野です。大人に対する教え方が分かっているから小学校や年少者もできますというのは必ずしも言えないことだと思います。その部分は、この報告に明言はされていませんが、皆が共通認識を持っておかなければいけないので、どこかで注記があるといいかと思えます。

先ほど日本語教育小委員会からの説明で「日本語教育の参照枠」の説明がありました。そこで最初に指摘があったと思いますが、外国語としての日本語ということで、その学習者を対象としたCEFRをベースにしています。心配しているのは、今、日本社会で育つ日本語以外を母語とする子供たちが日本語を学んでいくときに、大人と同じやり方では非常に問題があるということで、そこは分けて考える必要があると思えました。

○沖森分科会長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○神吉委員

事務的な話で恐縮ですが、教員養成をやっている機関はこれによっていろいろな影響を受けると思えますし、どうコースを考えていけばいいかということも出てくると思います。今後の手順といいますか、どういうタイミングでどういうことが起きてくるのかに見通しについて、今それがお話しできるのか、それともどこかのタイミングでそういったものを早めに公表していただけるのかといった辺りを教えていただけますか。

○沖森分科会長

では事務局から説明をお願いいたします。

○竹下専門官

御指摘のとおり、大学における養成課程の組み方に影響してくる部分ですので、文化庁としましても、その制度設計後、できるだけ早く関係者の方々にまずお伝えすることが重要であると考えています。

文化庁は今年度、大学において実際にどのような形で実習や養成課程が実施されているかについて調査を行おうと考えています。その上で、先ほど石黒委員もおっしゃっていたような、現場における教育実習の実態も踏まえながら、どういった形でこの講習、養成課程を組んでいくことが適切であるか検討していきたいと考えています。

詳細な基準については、法案が通った場合、その後、いわゆる政省令の検討の中で検討していくこととなるかと思えます。詳細については来年度以降ということになると思えます。いずれにしても、その段階においては関係者に対してできるだけ早く意見

交換など、情報をお示しできるように調整していきたいと考えています。

○沖森分科会長

では、ほかに御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○神吉委員

もう一点、よろしいですか。

全体的な話になるので、どのタイミングで申し上げようかと思っていました。今回の資格の議論にも参加させていただきまして、非常に問題意識として強く思ったことです。政策として考えるときは、何か社会に課題があって、それを政策として望ましい方向に変えていこうということが基本だと思います。

その時に「日本語教育の参照枠」の議論にしても、この教師の資格の議論にしても、現状でどんなことが課題なのか、どういった形が望ましい形なのかということ判断、検討するためのエビデンスやデータがほとんどないと感じます。日本語教育の質の向上という観点から考えられていますが、データとしては今、文化庁国語課が毎年なさっている教育機関の数や、学習者の数等しかありません。その人たちがどういった現状にあるのか、どのように日本語を学んでいるのか、学んでいない人はどういう状況にあるのかといったことが全く見えません。しかも、学習者の数は在留外国人全体の7%から9%程度で、その3分の2は留学生と見られる人たち、つまり、教育機関で学んでいる人たちです。生活者や就労者の現状としては、日本語を学んでいる人は非常に少ないということだと思います。

そういったことも踏まえて、この参照枠をこれからどう展開していくのか、また教師の資格をどう考えていくのかという政策のサイクルを考えるときに、既にこの議論が進んでいますが、この後、改善をしていくためのデータ、エビデンスは必ず必要になると思います。それは国語課だけの力で行うのは非常に難しいことだと思いますので、政府全体で省庁横断的に、外国人を共生社会の中でどう受け入れていって日本語教育をどうしていくのか、その包括的な議論をするための大規模な調査を定期的に行うようなことを是非検討していただきたいと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○石黒委員

時間の関係もあるので、言った方がいいかどうか迷ったのですが、今、神吉委員から省庁横断的という話がありました。その関連で申し上げますと、既にお考えのことだと思いますが、この資格を取った方々が資格を取るだけの価値があるというか、それが社会的に生かされることが大事だと思います。それも省庁横断的に行うことだろうと思います。

例えば文部科学省や法務省が関係するかもしれません。日本語学校あるいは大学での教員などが、この資格を持っていることが有利に働くかどうかということです。あるいは厚生労働省関連でいうならば、例えば技能実習生で事前研修を監理団体などが行っていますが、そういうところでもこの資格を持っている方が携わっていけるかどうか、生活者の面でもそうだと思います。

日本語教育推進法もできたことですし、その辺りのことも含めて、私たちが審議していることがいろいろなところに波及して、ほかの省庁や、ビジネス、生活支援、地域の方、学校教育関係の方など、様々な方に参考にしていただいて、この資格を取ってよ

かった、こんなふうにながされているんだという道筋を付けていただくことを期待しています。難しいとは思いますが、私たちもできるだけ応援したいと思いますので、是非そのように進めていただければと思います。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○神吉委員

何度もすみません。今の石黒委員の御意見を伺って、少し補足を申し上げたいと思います。

私も石黒委員がおっしゃった点、そのとおりだと思います。調査といったときに、国が行う調査と民間が行う調査とアカデミズムによる調査はそれぞれ目的や役割が違いますし、そこから出てくる結果の読み方も変わってくるので、多面的な調査が必要だと思います。そういう意味で、国には国としての調査を行っていただきたいと思いませんし、アカデミズムにいる我々はその点で別の切り口から行う必要があるのだろうと思いました。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○根岸委員

最初の配布資料3「今後検討すべき課題に関する国語課題小委員会での意見(案)」についてコメントがあります。14ページ「ローマ字のつづり方について」というところです。

この中に「アルファベット」という表現が、私が見付けた限りでは3回ほど出てくるのですが、これが少し気になります。今、手の届く辞書を幾つか確認しました。「アルファベット」は元々は英語だと思うので、英語の辞書によりますと、この「alphabet」というのは「a set of letters or symbols in a fixed order used to represent the basic set of speech sounds of a language」というような説明で、これはオックスフォードの例です。ポイントとしては、ワンセットということと順番に並んでいることが定義に入っています。日本語の辞書でも今手元のものだと、一定の順で並べられたローマ字の文字、普通26文字というようなことが書いてあります。

その点から見ると、配布資料3にある3か所の「アルファベット」と書いてあるものは、順番に並んでいるワンセットの文字ということを表しているのかということ、違うような気がします。

もう一つの問題は、「アルファベット」というのは「Greek alphabet」(ギリシャ文字)、「Roman alphabet」(ローマ字)のように使われるということです。例えば、現在のローマ字使用において日本語が分からない外国の人にアルファベットなら読めるだろうというのは、何アルファベットのことなのかということになります。

学習指導要領で、小学校の外国語のところに文字の説明があるので読みます。「英語で用いられる文字は、ローマ字(あるいはラテン文字)と呼ばれ、大文字及び小文字がある。なお、アルファベットとは、音素などを表す文字の一組のことを指す。英語で用いられるローマ字のほかに、ギリシャ文字やキリル文字などもアルファベットの種類である」という説明があります。「英語で用いられるローマ字のほかは」という記述が学習指導要領の中にあることからすると、資料で「ローマ字」と「アルファベット」と言っているのは整理されていないように感じました。もしできたら文章の整理をして

いただくといいかと思えます。

○沖森分科会長

どうもありがとうございました。今のお話をお聞きしまして、確かにそのとおりだと思います。ここでは恐らくラテン文字と書いておくべきであったかという気がします。このことについては今後改めていきたいと思えます。御意見ありがとうございました。

では、ほかに言い残したことがありましたら遠慮なく、おっしゃっていただければと思えます。

( → 挙手なし。 )

それでは、これで議事(3)「日本語教師の資格の在り方について(報告)」についての意見交換を終了とさせていただきます。

本日の(4)その他については特にありませんので、議事はこれにて終了とさせていただきます。

では、本分科会の今後の審議スケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

○竹下専門官

配布資料7「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」を御覧ください。次回は、令和4年3月8日火曜日、午前10時から第79回国語分科会を予定しています。議事については、各小委員会からの報告、及び総会への報告案の審議等を行う予定です。

○沖森分科会長

それでは最後に、全般にわたって、ここまでのところで何か御質問等がありましたらお願いしたいと思えます。

( → 挙手なし。 )

それでは閉会に当たりまして、中原審議官から一言御挨拶を頂きます。よろしくお願ひいたします。

○中原審議官

文化庁審議官の中原でございます。

沖森分科会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、各小委員会での御審議も含め、それぞれのテーマについて熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日は、国語課題と日本語教育それぞれの小委員会のこれまでの審議状況について御報告いただきまして、今後の議論を更に深めていくための御意見などを頂くとともに、日本語教育については「日本語教育の参照枠」の報告をおまとめいただきました。

また、事務局から報告いたしました「日本語教育の推進のための仕組みについて」及び公表に伴い実施した意見募集の結果についても、本日様々な御意見を頂戴いたしました。頂戴した御意見を踏まえて、今後も検討を進めていきたいと存じます。

3月に予定されている次回の文化審議会国語分科会に向けて、今後とも引き続き国語施策・日本語教育施策について御指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○沖森分科会長

それでは、これで第78回文化審議会国語分科会を終了いたします。本日は御多忙の

中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。